

# 荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う 乗務記録付票 [記載例]

※荷待については、平成 29 年 7 月に既に記載対象となっています。

発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合

着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外

### パターン例 (サンプルA)

8 : 45	集貨地点に到着	
9 : 00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機 : 20分)	
9 : 20 ~ 9 : 40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機 : 20分)	→20分
10 : 00 ~ 10 : 30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10 : 30 ~ 11 : 30	積み込み	→60分
11 : 30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

### パターン例 (サンプルB)

15 : 45	荷卸し地点に到着	
16 : 00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機 : 40分)	
16 : 40 ~ 17 : 00	取卸し	→20分
17 : 20 ~ 17 : 50	附帯業務(棚入れ)	→30分
17 : 50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

### 記入見本 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名 : 株式会社〇〇 車両番号 : 〇 〇 〇 〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積み込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 機持ち 7. 機持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他( )	△△ △△		

契約書に荷役作業等の内容の全てが明記されている場合、合計時間が1時間以上となる場合は乗務記録への記載が必要です

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。  
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。  
 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

### 記入見本 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名 : 株式会社●● 車両番号 : ● ● ● ●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/△	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積み込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 機持ち 7. 機持ち 8. (棚入れ) 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他( )			

荷主側の確認が得られなかった場合や、担当者が不在の場合は、該当する欄に「✓」を記載してください

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。  
 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。  
 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。